



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課） 1
- 県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 1

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 2

公安委員会事項

- 警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準 2

内水面漁場管理委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項 4

告 示

沖縄県告示第503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 9月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 土地改良区の名称 宮古土地改良区
- 2 認可年月日 平成27年 9月15日

沖縄県告示第504号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成27年 9月29日

沖縄県文化観光スポーツ部長 前 田 光 幸

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者
文化の杜共同企業体
代表者 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄文化の杜
那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄タイムス社
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成27年11月25日から同年12月27日まで
- 4 観覧料の額
企画展沖縄の美術シリーズ5「大嶺政寛展—情熱の赤瓦 沖縄の原風景を求めて—」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	800円	640円

大学生及び高校生	500円	400円
中学生及び小学生	300円	240円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 9月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 9月18日 沖縄県指令土第1037号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 渡名喜村2270番 3ほか5筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 渡名喜村1917番地 3 渡名喜村長 上原昇
- 5 検査済証番号 平成27年 9月 7日 第4238号
- 6 工事完了年月日 平成27年 7月 8日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第145号

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準を次のように定める。

平成27年 9月29日

沖縄県公安委員会

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準

（趣旨）

第1条 この告示は、沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）に基づく行政処分を行った場合等における公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる行政処分）

第2条 公表の対象となる行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、指示については、過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内に公表対象処分（指示を除く。）を受けた者に対するものに限る。

- (1) 警備業法に基づく次に掲げる行政処分
 - ア 第8条の規定による認定の取消し
 - イ 第48条の規定による指示
 - ウ 第49条第1項の規定による営業停止命令
 - エ 第49条第2項の規定による営業廃止命令
- (2) 探偵業法に基づく次に掲げる行政処分
 - ア 第14条の規定による指示
 - イ 第15条第1項の規定による営業停止命令
 - ウ 第15条第2項の規定による営業廃止命令

（公表の内容）

第3条 公表は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 認定証番号又は探偵業届出証明書番号
- (2) 公表対象処分を受けた者（以下「被処分者」という。）の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地
- (3) 処分に係る営業所等の名称及び所在地
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由
- (7) 根拠法令
- (8) 処分を行った公安委員会
（公表の方法）

第4条 公安委員会は、公表対象処分を行った場合は、次の各号に掲げる方法により公表を行うものとする。

- (1) 沖縄県警察本部警察情報センターに別記様式を備え付け、閲覧に供する方法
- (2) 沖縄県公安委員会及び沖縄県警察のホームページに別記様式を掲載する方法
（他の公安委員会への送付）

第5条 公安委員会が営業停止処分を行った場合において、被処分者の主たる営業所が他の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該公安委員会に別記様式の写しを送付するものとする。

（他の公安委員会における営業停止命令の公表）

第6条 公安委員会は、他の公安委員会から主たる営業所が沖縄県内に所在する者に対し営業停止命令を行った旨の通知を受けたときは、当該通知の内容を第4条の方法で公表するものとする。

（公表の期間）

第7条 公表の期間は、公表対象処分が行われた日から起算して3年間とする。

附 則

この告示は、平成27年9月29日から施行する。

別記様式（第4条関係）

被 処 分 者	認定証番号又は探偵業 届出証明書番号	
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所等の 名称及び所在地	
処分年月日	年 月 日	
処分内容		
処分理由		
根拠法令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

備考1 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令又は指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

2 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する。

内水面漁場管理委員会事項

沖縄県内水面漁場管理委員会指示27第1号

沖縄県の内水面におけるリュウキュウアユの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成27年 9月29日

沖縄県内水面漁場管理委員会

会長 立 原 一 憲

（採捕水域の制限）

第1 沖縄県名護市、今帰仁村、大宜味村、国頭村及び東村における内水面（名護湾に流入する河川を除く。）並びに海面につながる河口付近（河口中央より半径3キロメートル以内の波打ち際の水域をいう。以下「河口」という。）において、沖縄県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が承認した場合を除き、リュウキュウアユを採捕してはならない。ただし、第2の第1号に掲げる者が、次の各号のいずれかにより行う採捕については、この限りではない。

- (1) 6月から10月までの期間において河口で行う採捕
- (2) たも網、さで網、カニカゴ、もんどり、セルピン及びどう並びに4月から10月までの期間においてサーバーネットを用いて行う採捕

（承認の対象者）

第2 承認の対象者は、次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 試験及び研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖又は養殖のための種苗生産に供しようとする者
- (3) 保護のために採捕しようとする者
- (4) 特に必要と認められる者

（承認申請）

第3 第1の本文の規定による承認を受けようとする者は、リュウキュウアユ採捕承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認内容の変更申請）

第4 第3の承認を受けた者が、承認の内容を変更しようとするときは、リュウキュウアユ採捕承認変更申請書（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。ただし、採捕する尾数、採捕期間、採捕する場所又は使用する漁具若しくは漁法のいずれかを変更する場合は、委員会の承認を受けなければならない。

（承認証の再交付申請）

第5 承認を受けた者が、承認証を亡失し、又は毀損したときは、速やかにリュウキュウアユ採捕承認証再交付申請書（第3号様式）を委員会に提出しなければならない。

（承認証の交付）

第6 委員会は、第3又は第4の規定により承認をしたとき、又は第5の規定により申請があったときは、リュウキュウアユ採捕承認証（第4号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認証の携帯）

第7 承認を受けた者は、リュウキュウアユを採捕しようとする場合は、承認証を携帯しなければならない。

（報告書の提出）

第8 承認を受けた者は、承認期間が終了した月の翌月末日までに、リュウキュウアユ採捕実績報告書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

（所持及び販売の禁止）

第9 何人も承認を受けないで採捕されたリュウキュウアユ（これよりふ化した稚仔魚及びリュウキュウアユの加工品を含む。）の所持及び販売をしてはならない。

（制限又は条件）

第10 委員会は、リュウキュウアユ資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の承認をするに当たり、当該承認に制限又は条件を付すことができる。

2 承認を受けた者は、採捕したリュウキュウアユを承認を受けた目的以外の用途に供してはならない。

（承認の変更、取消し又は採捕停止等）

第11 委員会は、リュウキュウアユ資源の保護培養のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示に違反したときは、承認の内容を変更し、取り消し又は採捕を停止させることができる。

(承認の追認)

第12 沖縄県内水面漁場管理委員会指示24第1号の指示により承認を受けた者は、承認証に記載された期日までその承認が有効であるものとみなす。

(電子情報処理組織による手続等)

第13 委員会は、この指示の規定により行わせ又は行うこととしている手続等については、電子情報処理組織(委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をするもの又は処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせ、又は行うことができる。この場合において、行われた手続等については、この指示の規定に規定する書面等により行われたものとみなす。

(指示の有効期間)

第14 この指示の有効期間は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までとする。

第1号様式(第3関係)

リュウキュウアユ採捕承認申請書

年 月 日

沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者氏名) 印

沖縄県内水面漁場管理委員会指示27第1号に基づき、下記によりリュウキュウアユの採捕承認を受けたいので申請します。

記

1. 採捕の目的
2. 採捕する尾数
3. 採捕期間 年 月 日から
 年 月 日まで
4. 採捕する場所
5. 使用する漁具及び漁法
6. 採捕に従事する者の住所及び氏名

注 試験研究、増殖又は養殖等の概要説明書(様式は任意)を添付すること。

第2号様式(第4関係)

リュウキュウアユ採捕承認変更申請書

年 月 日

沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者氏名) 印

沖縄県内水面漁場管理委員会指示27第1号に基づくリュウキュウアユの採捕の承認について、承認の内容を変更したいので下記のとおり申請します。

記

1. 承認番号
2. 変更しようとする事項

項 目	変更前	変更後

3. 変更しようとする理由

注 変更内容の概要説明書（様式は任意）を添付すること。

第3号様式（第5関係）

リュウキュウアユ採捕承認証再交付申請書		年 月 日
沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿		
		住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
		氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名） 印
下記のとおり、リュウキュウアユ採捕承認証を（ 亡失・毀損 ）したので、承認証の再交付を申請します。		
なお、後日、亡失した承認証が見つかった場合には、速やかに返納することを誓約します。		
記		
1. 承認番号		
2. 亡失又は毀損した年月日		年 月 日
3. 亡失又は毀損した理由		

第4号様式（第6関係）

承認番号 沖内水委第 号	
リュウキュウアユ採捕承認証	
住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）	
1. 採捕の目的	
2. 採捕する尾数	
3. 採捕期間	
年 月 日から	
年 月 日まで	
4. 採捕する場所	
5. 使用する漁具及び漁法	
6. 採捕に従事する者の住所及び氏名	
7. 制限又は条件	
年 月 日	
沖縄県内水面漁場管理委員会	
会 長	印

第5号様式（第8関係）

リュウキュウアユ採捕実績報告書		年 月 日
沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿		
		住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
		氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名） 印
沖縄県内水面漁場管理委員会指示27第1号に基づき承認されたリュウキュウアユの採捕について、下記のとおり、実績を報告します。		
記		
1. 承認番号		
2. 採捕した場所		
3. 採捕した尾数		

- 4. 採捕に用いた漁具及び漁法
- 5. その他（所見）

注 試験研究目的の採捕の場合は、試験研究成果の概要報告書（様式は任意）を添付すること。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号